

事後調査報告書

平成 20 年 6 月 30 日

広島市長様

事業者 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

住所 広島市中区基町 10 番 52 号

氏名 広島県

広島県知事 藤田 雄山

電話番号 082-228-2111

広島市環境影響評価条例第 31 条第 3 項の規定により、次のとおり事後調査報告書を提出します。

対象事業の名称	出島埋立地区廃棄物処分場設置
事後調査の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 工事の実施中 <input type="checkbox"/> 工事の完了後
事後調査の項目及び手法	別紙 1 のとおり
事後調査の結果	別紙 2 のとおり
環境の保全のために講じた措置	環境影響評価書に記載している環境保全対策（汚濁防止膜の事前展張，工事工程の管理等）を適切に講じ，周辺環境への影響を最小限にとどめた。
その他	(委託業者名) 名称 株式会社エヌ・イーサポート 代表者 代表取締役 長田 久史 所在地 広島市西区己斐本町三丁目 13 番 16 号

(注) 1 事後調査の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を「その他」の欄に記載してください。

2 事業者以外の者が把握する環境の状況に関する情報を活用した場合には、当該事業者以外の者の名称及び当該情報の内容を「その他」の欄に記載してください。

3 対象事業に係る施設等が他の主体に引き継がれた場合は、当該主体の氏名（法人にあっては、その名称）並びに当該主体への要請の方法及び内容を「その他」に記載してください。

4 記載事項を枠内に記入できないときは、別紙に記載し、添付してください。

別紙 1

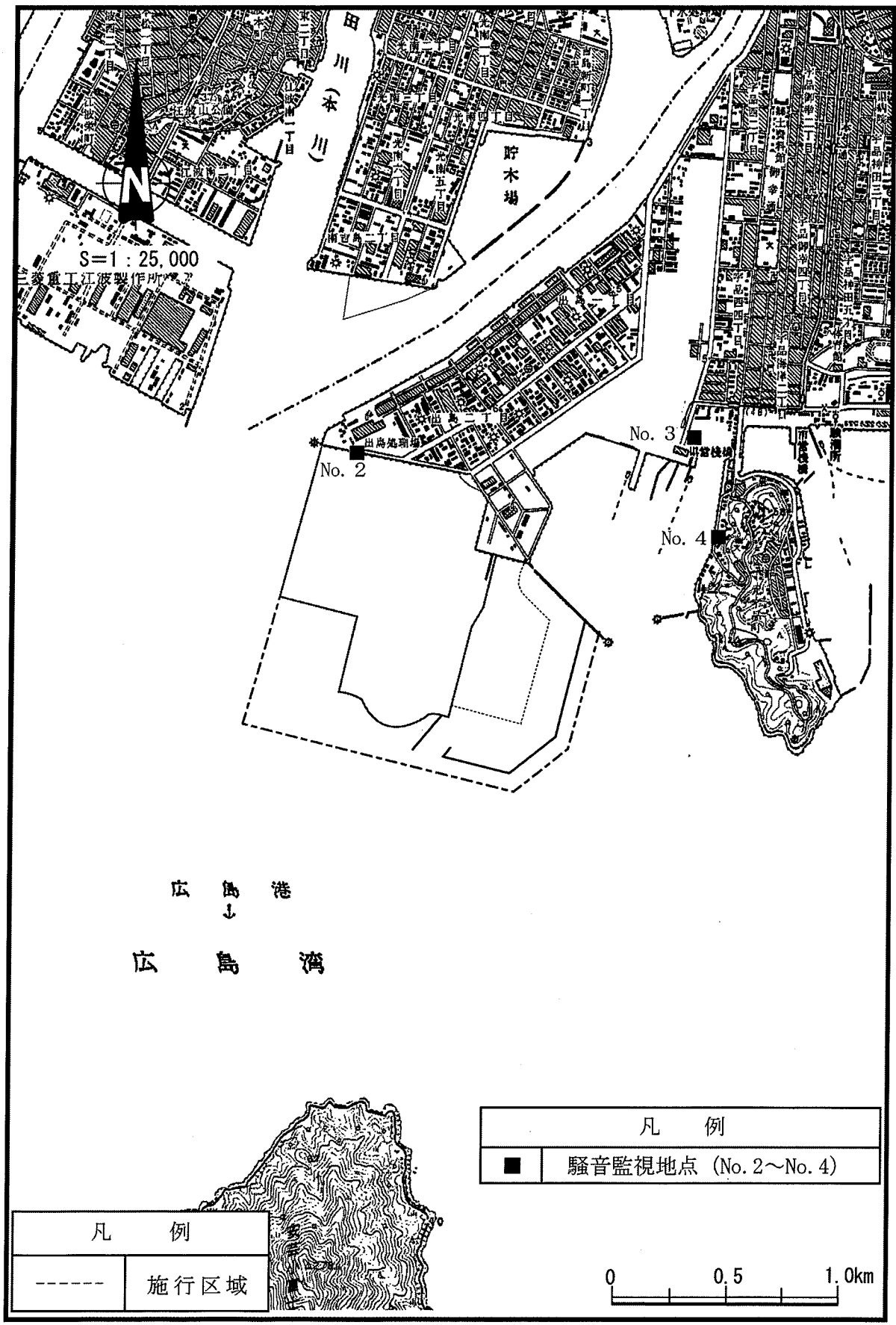
工事の実施中における事後調査の項目および手法

本事業における工事の実施中の事後調査の項目および手法は、表-1 に示すとおりである。
また、調査地点は、図-1、図-2 に示すとおりである。

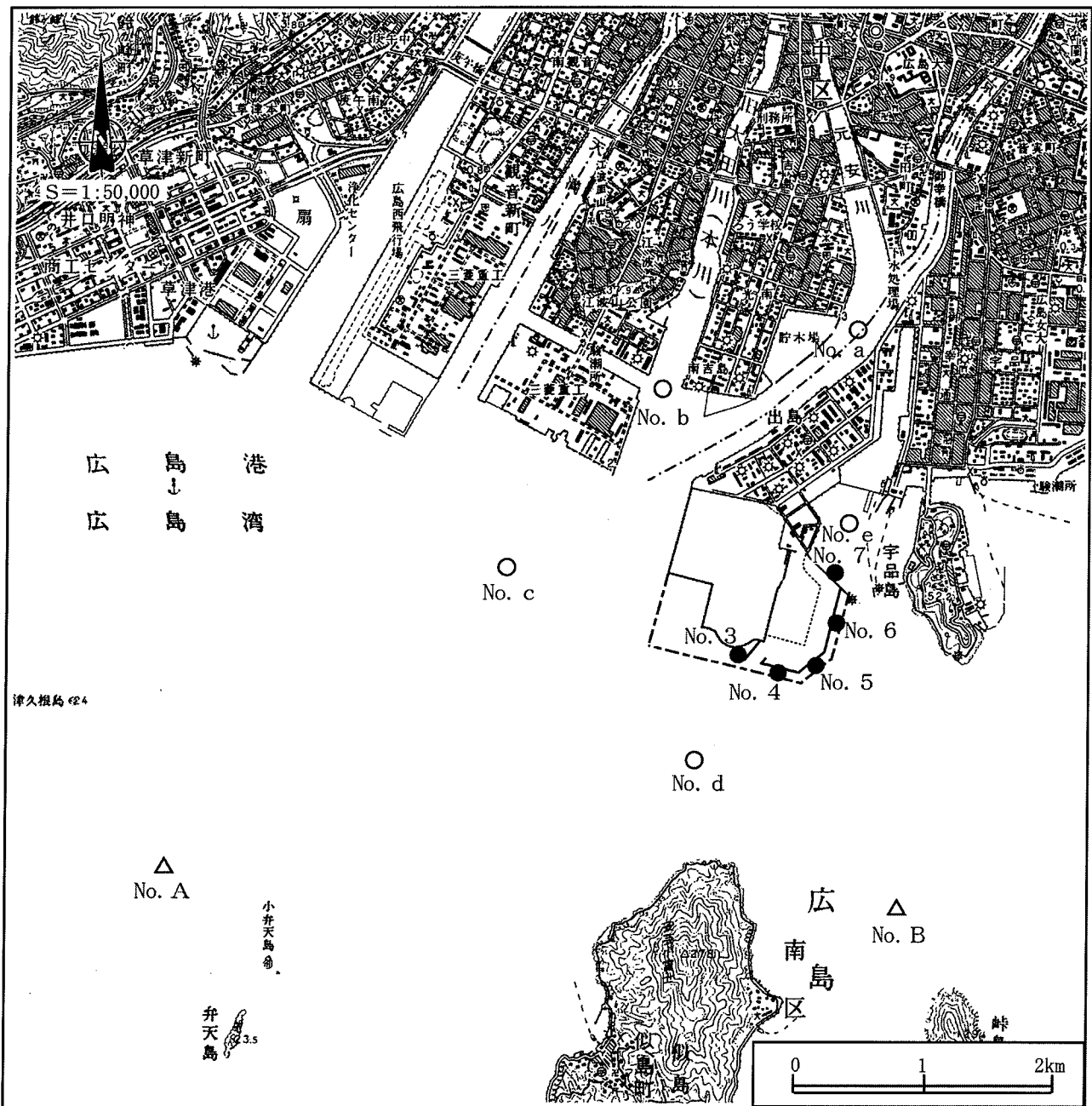
表-1 工事の実施中における事後調査の項目及び手法等

項 目		地 点 数 及 び 調 査 方 法
騒音	騒音	港湾整備事業既存監視点：3 地点 調査頻度：工事の最盛期（1 回／週），他の時期（1 回／月） （平成 10 年 環境庁告示第 64 号）
	水質（濁度）	港湾整備事業既存監視点： 基本監視点（5 地点），対照点（2 地点），補助点（5 地点） 対象事業計画地追加調査：基本監視点（1 地点） 調査頻度：工事の最盛期（1 回／日），他の時期（1 回／週） （水中濁度計）
水質	水質（SS）	港湾整備事業既存監視点： 基本監視点（5 地点），対照点（2 地点），補助点（5 地点） 対象事業計画地追加調査：基本監視点（1 地点） 調査頻度：1 回／週 （昭和 46 年 環境庁告示第 59 号）

- （備考） 1 騒音監視調査は、港湾整備事業において実施されている埋立計画地背後の周辺 3 地点を併用することとし、図-1 に示すとおりとした。
- 2 水質監視調査は、港湾整備事業で実施されている地点を併用することを基本とし、事業計画地周辺の 1 地点を基本監視点として追加することとした。
基本監視点は施行区域上の地点、対照点は海域代表点、補助点は基本監視点で監視基準が満たされない場合の調査実施地点である。
- 3 平成 19 年度の水質監視調査地点は、別紙 3 の環境監視（水質）調査地点の考え方に基づき、図-2 に示すとおりとした。



図一 騒音環境監視地点位置図



凡 例	
-----	施行区域

凡 例	
●	基本監視点 (No. 3 ~ No. 7)
△	対照点 (No. A ~ No. B)
○	補助監視点 (No. a ~ No. e)

図一 2 水質環境監視地点位置図

別紙 2

1 騒音

平成 19 年 4 月から平成 20 年 3 月までの施行区域周辺における工事に伴う騒音についての監視調査は、表-1 に示すとおり、全監視調査を通じて全て監視基準を下回っている。

表-1 騒音調査結果

年	月	日	回数	騒音レベル [d B (A)]			監視基準 [85dB (A)] との適否
				90%レンジ上端値			
				No.2	No.3	No.4	
平成 19 年	4	25	1 回目	62	60	67	適合
			2 回目	62	62	66	適合
	5	16	1 回目	73	59	63	適合
			2 回目	68	60	65	適合
	6	6	1 回目	69	59	65	適合
			2 回目	68	60	64	適合
	7	18	1 回目	65	61	66	適合
			2 回目	64	65	67	適合
	8	8	1 回目	69	62	69	適合
			2 回目	60	62	64	適合
	9	6	1 回目	63	61	68	適合
			2 回目	66	60	66	適合
	10	15	1 回目	63	62	65	適合
			2 回目	53	58	63	適合
	11	14	1 回目	59	55	67	適合
			2 回目	62	64	64	適合
	12	19	1 回目	64	63	64	適合
			2 回目	61	62	62	適合
平成 20 年	1	9	1 回目	64	62	62	適合
			2 回目	62	61	64	適合
		16	1 回目	69	61	67	適合
			2 回目	67	61	64	適合
	23	1 回目	70	62	63	適合	
		2 回目	65	60	66	適合	
	30	1 回目	63	61	68	適合	
		2 回目	62	61	67	適合	
	2	6	1 回目	66	58	65	適合
			2 回目	66	59	65	適合
3	18	1 回目	67	66	64	適合	
		2 回目	64	61	65	適合	

注) 平成 20 年 1 月から平成 20 年 2 月上旬に実施する工事は捨石投入量が多く、建設作業騒音が増加することが予測されたため、週 1 回調査を行った。

2 水質

2-1 水質（濁度）

平成19年4月から平成20年3月までの施行区域周辺における水の濁り（濁度）について監視調査を行った結果は、表-2に示すとおりである。

表-2（1） 濁度調査結果 (単位：度)

年	月	日	基本監視点					対照点	
			No.3	No.4	No.5	No.6	No.7	No.A	No.B
平成19年	4	11	1.7	1.7	2.0	1.5	2.1	1.5	
		18	2.5	2.3	1.8	2.3	2.2	1.8	
		25	2.2	1.6	1.2	1.4	2.5	1.3	
	5	1	2.6	2.0	2.0	1.5	2.7	1.2	
		9	1.8	1.7	1.9	1.8	3.2	1.7	
		16	2.6	2.0	2.0	1.5	3.0	1.3	
		23	2.4	1.8	1.9	2.0	2.5	1.8	
		30	2.2	1.7	1.7	1.6	2.2	1.6	
	6	6	2.0	1.9	1.8	2.3	3.1	1.2	
		13	1.6	1.6	1.5	1.7	1.9	1.1	
		20	2.5	2.3	1.8	2.0	3.1	1.5	
		27	2.5	2.6	2.1	1.9	2.1	1.2	
	7	4	2.9	2.6	2.4	2.3	2.7	2.1	
		11	2.3	2.0	2.0	2.1	3.3	1.3	
		18	2.8	2.9	2.8	2.5	2.9	2.3	
		25	1.7	2.0	1.7	1.9	2.8	1.6	
		30	3.1	2.2	2.3	2.2	2.9	1.9	
		31	4.0	2.4	2.4	2.6	2.7	1.7	
	8	1	3.0	2.3	1.8	2.0	2.5	1.6	
		4	2.5	3.2	2.1	2.1	3.1	2.3	
		6	2.8	2.8	2.9	2.4	2.4	2.0	
		8	2.7	2.8	2.4	2.4	2.6	2.1	
		17	2.8	2.2	2.2	2.7	2.8	1.9	
		22	2.4	2.2	2.3	2.4	2.6	1.8	
		29	3.0	2.8	2.3	2.7	2.8	1.8	
		30	3.0	2.9	2.7	2.7	2.5	2.0	
		31	3.8	3.3	2.7	2.3	2.9	1.7	
	9	1	2.7	2.5	2.4	2.4	2.7	1.9	
3		3.4	2.7	2.4	2.7	3.0	2.0		
4		2.7	2.7	3.0	2.6	2.9	2.0		
5		2.8	2.5	2.5	2.6	2.5	1.9		
12		3.0	3.3	2.4	2.2	2.9	1.6		
19		2.8	2.4	2.5	2.5	2.7	1.5		
26		2.1	2.3	2.0	2.0	2.4	1.4		

- 注) 1 濁度調査は、概ね1週間間隔（浚渫、床掘施工時は1回/日）で実施した。
 2 基本監視点、対照点の各値は、上層（海面下2m層）と下層（海面下10m層、水深が10m未満の場合は海底面上1m層）の平均値である。
 3 対照点は、No.AとNo.Bの平均値である。

表-2 (2) 濁度調査結果

(単位：度)

年	月	日	基本監視点					対照点	
			No.3	No.4	No.5	No.6	No.7	No.A	No.B
平成 19年	10	3	2.4	1.9	2.2	2.0	2.2	1.6	
		10	2.2	1.6	2.0	2.5	2.3	1.2	
		17	3.0	3.5	3.6	3.4	3.4	2.4	
		18	2.6	3.3	3.2	2.9	3.2	2.3	
		19	3.2	3.1	3.0	3.2	3.8	2.0	
		20	3.1	3.4	3.5	3.5	3.8	2.0	
		22	3.6	3.3	2.6	2.8	2.9	2.0	
		23	3.4	3.7	3.5	3.5	3.7	2.0	
		24	3.7	3.8	3.7	3.7	3.6	2.3	
		25	3.3	3.5	3.4	3.4	3.4	2.0	
		27	3.4	3.0	2.5	2.6	2.7	1.7	
		29	1.9	2.3	2.3	2.3	2.2	1.4	
		31	2.3	2.4	2.9	2.8	3.0	2.0	
	11	1	2.8	3.2	2.2	2.6	2.6	1.6	
		2	3.1	3.6	3.1	2.4	2.4	1.6	
		3	3.2	3.6	3.5	3.3	2.5	2.2	
		5	2.0	2.7	2.2	2.5	1.7	2.5	
		6	2.2	2.6	2.3	2.1	1.5	2.2	
		7	2.3	2.2	2.3	2.3	1.7	1.6	
		8	2.6	2.6	2.7	3.1	1.8	1.6	
		9	2.8	2.5	3.0	3.0	2.7	1.8	
		12	2.2	2.1	3.0	2.6	2.5	1.7	
		13	2.0	2.0	2.3	2.4	2.4	1.6	
		14	1.9	1.9	2.1	2.4	2.2	1.9	
		15	1.9	1.8	2.7	2.5	2.3	1.6	
		16	1.9	2.2	2.3	2.8	2.2	1.7	
19	1.6	1.5	1.5	1.5	2.3	1.5			
20	1.6	1.6	1.6	1.4	1.5	1.7			
21	2.2	2.3	2.2	1.9	1.5	1.4			
22	2.0	2.0	1.8	2.1	1.9	1.2			
23	2.2	2.4	2.3	2.3	1.8	1.5			
26	2.1	2.2	2.9	3.1	1.9	1.2			
27	2.2	2.2	2.1	2.6	2.4	1.3			
28	2.0	1.6	2.1	2.2	2.1	1.3			
29	1.6	1.7	1.8	2.2	2.0	1.2			
30	1.9	2.1	1.7	1.6	1.8	1.4			

- 注) 1 濁度調査は、概ね1週間間隔(浚渫、床掘施工時は1回/日)で実施した。
 2 基本監視点、対照点の各値は、上層(海面下2m層)と下層(海面下10m層、水深が10m以浅の場合は海底面上1m層)の平均値である。
 3 対照点は、No. AとNo. Bの平均値である。

表-2(3) 濁度調査結果

(単位:度)

年	月	日	基本監視点					対照点	
			No.3	No.4	No.5	No.6	No.7	No.A	No.B
平成 19年	12	3	1.4	1.4	1.3	1.4	1.4	1.2	
		4	1.5	1.1	1.8	1.6	1.6	1.0	
		5	1.5	1.5	1.4	1.5	1.4	1.2	
		6	1.4	1.3	1.7	1.6	1.6	1.2	
		7	1.6	1.6	1.6	1.6	1.4	1.4	
		8	1.5	1.2	1.6	1.8	1.9	1.0	
		10	2.1	2.2	1.6	1.7	1.9	1.1	
		11	1.8	2.7	2.4	2.2	1.9	1.3	
		12	1.8	3.3	3.4	2.2	2.3	1.1	
		13	2.0	1.8	2.0	2.1	2.3	1.1	
		14	1.9	2.1	2.4	2.3	2.4	1.0	
		15	1.6	2.0	2.0	1.9	2.3	1.4	
		17	2.0	2.6	2.2	1.8	2.6	1.1	
		18	2.1	1.6	1.7	1.6	1.9	1.2	
		19	2.2	1.5	1.7	1.7	2.5	1.2	
		20	2.0	2.0	2.0	2.2	2.3	1.4	
		21	2.0	2.2	2.2	2.4	1.8	1.2	
		22	1.9	1.9	2.2	1.9	2.1	1.2	
24	1.3	1.8	2.0	2.2	1.6	1.0			
25	2.3	3.2	2.6	2.7	1.9	1.2			
26	3.1	2.7	2.6	2.6	2.0	1.4			
平成 20年	1	9	3.1	2.1	1.4	1.2	1.8	1.3	
		16	3.2	2.4	2.0	2.0	2.2	1.6	
		21	1.9	2.0	2.1	2.1	1.8	1.1	
		23	3.0	2.3	1.7	1.8	1.8	1.1	
		25	3.2	3.5	4.1	4.1	1.9	1.5	
		26	1.8	2.8	1.9	2.5	2.3	1.2	
		28	1.6	2.0	2.1	2.4	2.2	1.1	
		29	2.0	2.9	2.2	2.2	2.0	1.2	
30	2.5	2.0	1.7	1.5	1.9	0.9			

- 注) 1 濁度調査は、概ね1週間間隔(浚渫、床掘施工時は1回/日)で実施した。
 2 基本監視点、対照点の各値は、上層(海面下2m層)と下層(海面下10m層、水深が10m以浅の場合は海底面上1m層)の平均値である。
 3 対照点は、No. AとNo. Bの平均値である。

表-2(4) 濁度調査結果

(単位:度)

年	月	日	基本監視点					対照点	
			No.3	No.4	No.5	No.6	No.7	No.A	No.B
平成 20 年	2	6	1.5	1.7	1.4	1.6	1.8	0.8	
		8	2.3	1.5	1.4	1.7	1.5	1.3	
		9	1.6	1.8	1.4	1.4	1.6	0.9	
		11	2.3	2.0	2.3	1.6	1.9	1.3	
		12	3.0	2.1	2.1	2.1	2.5	1.4	
		13	2.3	2.3	2.1	2.4	2.7	1.6	
		20	2.1	2.7	2.8	2.4	2.3	1.7	
		25	3.1	2.9	2.9	2.8	2.8	1.6	
		27	2.6	2.5	2.3	2.4	2.9	1.7	
		29	1.8	1.9	2.1	1.9	2.4	1.4	
	3	1	2.2	1.8	1.8	1.7	2.3	1.9	
		3	2.2	1.7	1.6	1.5	1.8	1.4	
		4	2.1	1.7	1.8	1.8	2.1	1.2	
		5	2.3	1.5	1.7	1.3	2.1	1.0	
		12	2.7	2.6	2.0	1.9	2.1	1.3	
		19	1.8	0.9	1.2	1.3	2.0	1.0	
		26	2.6	1.6	1.5	1.7	1.6	1.1	

- 注) 1 濁度調査は、概ね1週間間隔(浚渫、床掘施工時は1回/日)で実施した。
 2 基本監視点、対照点の各値は、上層(海面下2m層)と下層(海面下10m層、水深が10m以浅の場合は海底面上1m層)の平均値である。
 3 対照点は、No. AとNo. Bの平均値である。

2-2 水質 (SS)

平成 19 年 4 月から平成 20 年 3 月までの施行区域周辺における水の濁り (SS 濃度) について監視調査を行った結果は、表-3 に示すとおり監視基準を満足しており、対象事業計画地周辺域への影響は見受けられない。

表-3 (1) SS 調査結果 (単位: mg/L)

年	月	日	基本監視点					対照点		監視基準	監視基準との適否
			No.3	No.4	No.5	No.6	No.7	No.A	No.B		
平成 19 年	4	11	3	2	3	3	3	2	12	適合	
		18	3	2	1	2	1	3	13	適合	
		25	2	2	1	2	3	1	11	適合	
	5	1	2	2	2	3	3	2	12	適合	
		9	2	2	1	2	3	2	12	適合	
		16	2	2	2	2	2	1	11	適合	
		23	2	2	1	2	3	2	12	適合	
		30	3	1	1	1	2	1	11	適合	
	6	6	2	2	2	2	4	1	11	適合	
		13	2	2	2	2	3	1	11	適合	
		20	3	2	3	2	3	2	12	適合	
		27	3	2	2	2	2	1	11	適合	
	7	4	3	4	4	3	4	2	12	適合	
		11	3	3	2	3	5	2	12	適合	
		18	3	4	3	2	3	2	12	適合	
		25	2	2	2	4	5	2	12	適合	
	8	1	3	2	2	2	2	2	12	適合	
		8	3	3	2	3	2	2	12	適合	
		17	3	2	2	2	3	1	11	適合	
		22	2	2	2	2	3	1	11	適合	
		29	4	4	4	3	4	3	13	適合	
	9	5	3	2	2	2	3	2	12	適合	
		12	3	3	2	2	2	2	12	適合	
		19	3	3	3	3	3	2	12	適合	
		26	2	2	2	1	2	2	12	適合	
	10	3	6	3	4	4	3	4	14	適合	
		10	3	3	3	4	3	3	13	適合	
		17	3	5	4	4	5	3	13	適合	
		24	5	6	5	5	5	2	12	適合	
		31	2	3	3	3	3	2	12	適合	

- 注) 1. SS 濃度の調査は、概ね 1 週間間隔で実施した。
 2. 基本監視点、対照点の各値は、上層 (海面下 2m 層) と下層 (海面下 10m 層、水深が 10m 以浅の場合は海底面上 1m 層) の平均値である。
 3. 対照点は、No.A と No.B の平均値である。
 4. 監視基準は、対照点 2 地点 (No.A, No.B) の平均 SS 濃度に 10mg/L を加えた値とする。

表-3(2) SS調査結果

(単位: mg/L)

年	月	日	基本監視点					対照点		監視基準	
			No.3	No.A	No.B	No.6	No.7	No.A	No.B		
平成19年	11	7	3	2	3	3	2	3	13	適合	
		14	1	1	2	2	2	2	12	適合	
		21	3	2	2	2	4	1	11	適合	
		28	1	1	2	2	2	1	11	適合	
	12	5	3	3	1	2	3	2	12	適合	
		12	2	3	3	3	3	1	11	適合	
		19	2	2	1	2	2	1	11	適合	
		26	3	2	3	3	1	2	12	適合	
平成20年	1	9	3	2	1	1	2	1	11	適合	
		16	3	1	1	2	2	1	11	適合	
		23	2	1	1	1	1	1	11	適合	
		30	3	2	1	2	2	1	11	適合	
	2	6	1	1	2	1	1	1	11	適合	
		13	2	2	2	2	3	1	11	適合	
		20	2	3	3	3	2	2	12	適合	
		27	2	2	3	4	4	2	12	適合	
	3	5	2	2	2	1	3	1	11	適合	
		12	2	2	3	1	2	1	11	適合	
		19	2	1	1	1	2	1	11	適合	
		26	3	2	1	2	2	1	11	適合	

- 注) 1. SS濃度の調査は、概ね1週間間隔で実施した。
 2. 基本監視点、対照点の各値は、上層(海面下2m層)と下層(海面下10m層、水深が10m以浅の場合は海底面上1m層)の平均値である。
 3. 対照点は、No.AとNo.Bの平均値である。
 4. 監視基準は、対照点2地点(No.A, No.B)の平均SS濃度に10mg/Lを加えた値とする。

環境監視（水質）調査地点の考え方

1 環境影響評価書策定時における調査地点の考え方

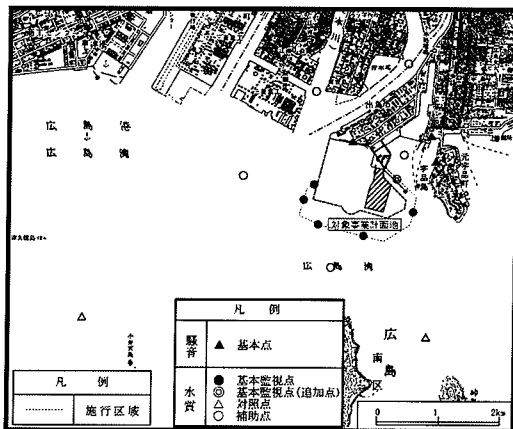
- 廃棄物処分場の設置事業の工事中の環境監視（水質）調査地点の考え方は、出島地区港湾整備事業計画（以下「港湾整備事業」という。）をもとに設定したものである。
- 港湾整備事業は、廃棄物処分場の設置事業を実施する時点で第1・2工区が竣工し、第3・4・5工区を施工する計画であり、その施行区域を考慮し、図1（1）に示すように廃棄物処分場設置に係る環境監視調査地点を設定した。

【出島埋立地区廃棄物処分場設置に係る環境影響評価書中の記載事項】

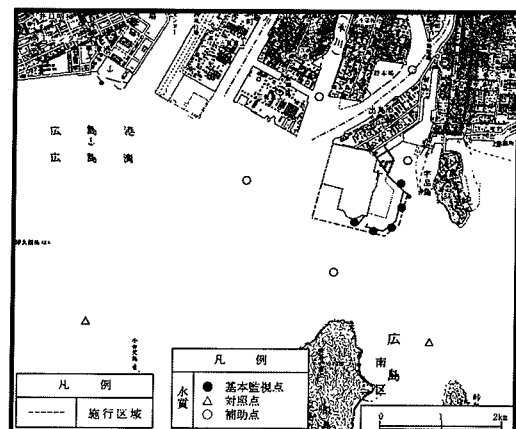
水質監視調査は、港湾整備事業で実施されている。基本監視点は、施行区域上の地点、対照点は海域代表点、補助点は基本監視点で監視基準が満たされない場合の調査実施点である。対照点、補助点は港湾整備事業の既存監視点と併用し、事業計画地周辺の1地点を基本監視点として追加する。

2 平成19年度の環境監視調査地点の考え方

- 平成19年度の港湾整備事業は、廃棄物処分場の西側及び東側の工事を実施していないため、施行区域を縮小することとした。
- 平成19年度の環境監視（水質）調査地点は、施行区域を縮小したことから、西側の調査地点の1地点を未実施としているが、工事における濁りを適切に把握できるものと考えている。
- 環境監視（水質）調査地点は、今後も工事の範囲及び内容等を考慮し、適切な場所に設定する。



(1) 環境影響評価書策定時



(2) 平成19年度環境監視（水質）

図1 環境監視調査地点図